

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

8

2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

預金が下ろせない?
被相続人の
口座凍結に注意!



P3 暮らしとお金の教養講座

安心した老後のために活用できる
高齢者向けの
給付金や制度を紹介



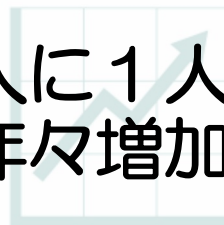
P4 相続・贈与の基礎知識

借金も相続しなければならない?
マイナスの財産は
どうすればよい



数字で見る相続

高齢者の5人に1人 単独世帯が年々増加



厚生労働省が公表している『2022年国民生活基礎調査の概況』によると、65歳以上の人口は4,029万7千人で、そのうち約21.7%、つまり873万人が『単独世帯』（いわゆるおひとりさま）であり、その比率は年々増加傾向にあります。

このような、おひとりさまの相続においては、配偶者や子、直系尊属、兄弟姉妹といった法定相続人がいない場合、特別縁故者に相続財産の分与が認められたとしても、残りの相続財産は国庫に帰属することになります。こうした事態にならないようにするには、生前贈与や遺言書によって特定の人に遺贈、または特定の団体に遺贈寄付を行うなどの対策をとっておく必要があります。

特定の人に財産を渡したいなどの希望がある場合は、事前に保有資産や関係者の把握を行なったうえで専門家に相談しましょう。

預金が下ろせない？ 被相続人の口座凍結に注意！

相続が開始して、銀行が口座名義人の死亡を知ると、すぐにその預金口座を凍結します。この突然の口座凍結により、相続人が相続税の支払いなどに困ってしまうことがよくあります。そこで、こうした事態に備えて、事前に取り組むべき対策について解説します。

口座が凍結されるとどうなる？ 解除するには相続手続きが必要

家族からの連絡などにより銀行が口座名義人の死亡を知ると、その預金口座は凍結されます。この措置は、相続に関連するトラブルを防止し、亡くなった口座名義人の財産が適切に相続されるようにするためのものです。預金口座に残高がある場合は相続財産として扱われるため、不適切な取引や不正な引出しを防ぐ必要があります。

預金口座が凍結されると、原則としてその預金口座でのすべての取引が停止され、預金の引出しや預け入れ、通帳記入、ATMでの残高照会などができなくなります。また、公共料金やクレジットカードの支払いについて口座からの引き落としや、賃貸料など振り込みによる受け取りもできなくなります。したがって、銀行へ口座名義人の死亡を連絡する前に、通帳記帳を行い、預金残高や公共料金の引き落としなどの定期的な入出金の有無の確認をおすすめします。そのうえで、振り込みや引き落としの予定のある口座の場合には、事前に取引の相手先に連絡をして、受け取り方法や引き落とし口座などの変更を行うとよいでしょう。

預金口座が凍結された場合に、それを解除するためには、相続人が亡くなった人の預金口座の名義を変更して引き継ぐか、もしくは預金口座を解約して預金の払い戻しを受けるか、いずれかの相続手続きを行う必要があります。この手続きには、遺言書に基づく相続の場合は遺言書、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等、相続人の戸籍謄本と印鑑証明書が、遺産分割協議に基づく相続の場合は、遺産分割協議書、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等、相続人全員の戸籍謄本と印鑑証明書が必要となります。

口座の凍結に備え事前に対策を 相続開始後に引き出すのは危険

相続人がこうした口座凍結に慌てないですむように、生前から次のような対策をしておくことが大切です。まず、相続開始時に必要となる金額の預貯金を引き出しておき、そのときに使える資金として特定の親族に託しておきましょう。また、生命保険の死亡保険金は保険金の受取人が手続きを行えばすぐに保険金を受け取ることができますので、生命保険に加入しておくという手段もおすすめです。そして、相続が開始した後の手続きが円滑に進むよう、またトラブルを防ぐためにも預金口座を整理し、ご家族と情報を共有しておきましょう。遺言書を作成し、その内容を伝えておくことも有効な手段の一つです。

なお、口座が凍結される前に相続人が預金を引き出すケースもありますが、その預金は相続財産となるため凍結前の引出しにはリスクもあります。財産を相続する方法には、プラスの財産もマイナスの財産も承継する「単純承認」、プラスの財産を限度としてマイナスの財産を承継する「限定承認」、マイナスの財産がプラスの財産を上回るときなどに行う「相続放棄」があります。なお、相続人が預金を引き出した場合、単純承認したものとみなされ、後になってマイナス財産が発覚した後に限定承認や相続放棄を申し出ても認められないことがあります。また、ほかの相続人に無断で預金を引き出すと、その使用目的によってはトラブルの原因になるおそれがあります。

このように、預金口座の相続手続きは、手続きの流れを理解して行うことが重要です。手続きに不安がある場合などには、相続に詳しい専門家に相談しましょう。

安心した老後のために活用できる 高齢者向けの給付金や制度を紹介

所得の少ない高齢者が対象の『高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）』は、2016年度に一度支給されただけで現在は実施されていません。しかし、ほかにも高齢者が活用できる給付金や制度があります。こうした給付金や制度の概要について紹介します。

所得が少ない人の生活を支援 3種類の年金生活者支援給付金

老後生活の収入の柱になるのが年金ですが、その年金収入などの所得が一定基準以下の人に対し、生活の支援を目的として年金に上乗せされる給付金が、『年金生活者支援給付金』です。この給付金は、受け取っている年金によって3種類あり、支給要件と給付金額（月額）は次の通りです。

①老齢年金生活者支援給付金

支給要件は、(i)65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること、(ii)同一世帯の全員が市町村民税非課税であること、(iii)前年の公的年金などの収入金額とその他の所得との合計額が87万8,900円以下であることの3点です。給付金額は、月額5,310円を基準に、保険料納付済期間と保険料免除期間に応じて算出される額の合計額です。

②障害年金生活者支援給付金

支給要件は、(i)障害基礎年金の受給者であること、(ii)前年の所得が472万1,000円以下であることの2点です。給付金額は、障害等級2級の方が月額5,310円、1級の方が月額6,638円です。

③遺族年金生活者支援給付金

支給要件は、(i)遺族基礎年金の受給者であること、(ii)前年の所得が472万1,000円以下であることの2点です。給付金額は、月額5,310円です。

これらの給付金の支給を受けるには、それぞれすべての要件を満たす必要があります。

物価高騰により家計が苦しくなった住民税非課税世帯等に対して、政府や自治体から『臨時特別給付金』などが支給されることがあります。18歳以下の子どもがいる住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯には、子ども1人あたり5万円が支給される『子ども加算』などもあります。

住宅のリフォームや定年後に 利用できる制度や給付金も

また、高齢になり自宅を住みやすいようにバリアフリー仕様にリフォームする場合には、介護保険の『高齢者住宅改修費用助成制度』を利用すると、生涯20万円を限度額とし工事費用の最大9割（上限18万円）が支給されます。ただし、利用するには、要介護または要支援の認定を受けていることが要件となります。

雇用保険制度では、たとえば60歳で定年退職となり継続雇用や再就職により、賃金が60歳時点または前職の75%未満に低下した場合などに、定年後の収入の減額を補うため、60歳以上65歳未満の一般被保険者に対して、『高年齢雇用継続給付』として2種類の給付金が支給されます。

①高年齢雇用継続基本給付金

基本手当を受給せずに雇用を継続する場合に支給されます。被保険者であった期間が5年以上あることなどの要件があります。給付金額は、支給対象月の賃金に支給率（賃金の低下率により異なり、61%以下の場合は15%）を乗じて算出されます。

②高年齢再就職給付金

基本手当を受給し再就職した場合に支給されるもので、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること、基本手当についての算定基礎期間が5年以上あることなどの要件があります。給付金額は、高年齢雇用継続基本給付金と同じ基準で、支給期間は、基本手当の支給残日数が200日以上の場合は、再就職日の翌日から2年（100日以上200日未満は1年）を経過する日の属する月までとなります。

このような国の制度を活用しつつ、自助努力によって資産形成に取り組むことが大切です。

借金も相続しなければならない？ マイナスの財産はどうすればよい

遺産には現金や不動産などプラスの財産だけではなく、被相続人が負っていた借金や未払いの代金などマイナスの財産も含まれます。そのため、相続するとこれらの負債も引き継ぐことになります。借金などが残されていた場合、どのように対処すればよいかを解説します。

遺産が債務超過なら相続放棄も 状況によっては限定承認も有効

遺産を調査して、プラスの財産のほうがマイナスの財産より多い場合は、そのまま相続をすればよいです。しかし、明らかに債務超過となっている場合には、相続放棄をすることも有効です。相続放棄とは、遺産を相続せず、権利を放棄することです。マイナスの財産を引き継がなくて済みますが、プラスの財産も相続できなくなります。ただし、相続放棄をするには、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に家庭裁判所に申述をしなければなりません。また、相続が開始してから、少しでも自分のために遺産を使った場合には、相続放棄をすることができなくなります。

一方、借金がどれくらいかわからない場合など、限定承認をする方法もあります。限定承認とはプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を承継することで、自分の財産で借金を返済しなくて済みます。ただし、限定承認は、相続人が数人あるときは、相続人全員で共同して行う必要があります。

借金を相続したらどうすべきか 支払いが免除される負債もある

相続放棄をせずに借金を相続した場合、相続人が返済しなければなりません。ただし、通常は負債を履行する義務がありますが、特定の条件を満たす負債については免除されることもあります。相続した負債のうち、住宅ローンは団体信用生命保険に加入していれば、その保険によって完済されます。日本学生支援機構の奨学生であった方が死亡した場合は、相続人及び連帯保証人からの願い出により奨学金の返還を免除する制度があります。

また、抵当権が設定された不動産を相続した場合、その不動産の時価が債務の残高を上回っていれば、売却して債務を完済することができます。売却しない場合は原則として、相続人が法定相続分に従って債務を承継し、返済することになります。

このように、生前に被相続人の財産、負債の状況を確認し、相続についての正しい手続きを知っておくことが大切です。判断に困る場合には専門家に相談しましょう。